

平成30年度第6回情報公開・個人情報保護審議会審議内容とその対応について（健康ポイント事業）

【案件名】「新宿区健康ポイント事業利用規約」及び健康ポイント事業で使用する「WM（わたしムーヴ）利用規約」の一部改正について（報告）

【担当部課】健康部健康づくり課

	審議内容（委員からのご意見等）	対応	資料
1	「新宿区健康ポイント事業利用規約」（前回資料36-1-2）の2行目（以下「本サービス」おきます。）は（以下「本サービス」をいいます。）ではないか。	誤字であったため、他の条文と文言を合わせ「以下「本サービス」といいます」としました。	資料1
2	「新宿区健康ポイント事業利用規約」（前回資料36-1-2）の第2条5行目「内容の異なる条項については」と記載されているが、「内容の異なる条項」が何か分からない。	該当の箇所に、「該当する条文」及び「適用される取扱い」を明記しました。また、「WM（わたしムーヴ）利用規約」の対応する箇所についても同様に修正しました。 なお、修正後の条項中「事前に同意」とあるのは、新宿健康ポイント以外の「WM（わたしムーヴ）」を利用登録する際に、健康ポイントで取得したログインIDとパスワードを取得し、新たに「WM（わたしムーヴ）利用規約」に同意することで、データを連携することを想定しています。	資料1及び資料2
3	「新宿区健康ポイント事業利用規約」（前回資料36-1-2）の第17条に「運営者」とあるが、委託先と再委託先も入っている。区のチェックがないまま、今回のように事が進んでしまうことがあるのではという不安がある。 区が管理しているということが区民は分からない。	参加者にとって不利益な取扱いとなるおそれのある以下の条項については、主語を「区」としました。一方で、業務内容、リスク管理、賠償責任等に関する条項については、主語を「運営者」のままとしています。 ・第5条第1項（参加資格の取消し） ・第9条第3項（ポイントの取消し） ・第17条（規約に定めのない事項に関する取扱い）	資料1